

事業主の方へ

# 実習型雇用支援事業のご案内

～緊急人材育成・就職支援基金事業～

実習型雇用により人材を育成し、雇い入れる事業主を支援します

実習型試行雇用奨励金  
実習型雇用助成金  
正規雇用奨励金  
教育訓練助成金

厚生労働省 都道府県労働局 ハローワーク  
中央職業能力開発協会 (財)産業雇用安定センター

# 実習型雇用のご案内

新規成長・雇用吸収分野等において、十分な技能・経験を有しない求職者を実習型雇用により受け入れる事業主の方に対して支援を実施します。

## 実習型雇用とは

原則として6か月間の有期雇用として求職者を受け入れ、実習・座学を通じて企業のニーズにあった人材に育成し、その後の正規雇用へつなげていくものです。

実習型雇用を実施するには、ハローワークに実習型雇用の求人申込みをしていただき、ハローワークによるマッチングを行います。マッチングが成立したら、実習型雇用で行う実習内容等について記載した実習型雇用実施計画書を作成・提出していただきます。

- ◆ 事業の趣旨……………P2
- ◆ 実習型雇用の特徴……………P2
- ◆ 事業の対象となる事業主……………P2
- ◆ 事業の対象となる求職者……………P3
- ◆ 実習型雇用の内容……………P4
- ◆ 実習型雇用のイメージ……………P4
- ◆ 実習型雇用助成金等の概要図……………P5

## 実習型試行雇用奨励金・実習型雇用助成金の支給

実習型雇用を行った事業主には、実習型雇用終了後に実習型試行雇用奨励金・実習型雇用助成金が支給されます。

→ 月額10万円

※実習型雇用奨励金等の支給には一定の要件があります。

- ◆ 概要……………P6
- ◆ 支給対象となる事業主……………P6
- ◆ 支給額……………P6
- ◆ 申請手続……………P8
- ◆ 留意事項……………P8
- ◆ 支給対象となる事業主  
の要件の詳細……………P9

## 正規雇用奨励金の支給

実習型雇用終了後に常用雇用として正規に雇い入れた場合、正規雇用後の6か月の定着と、さらにその後の6か月の定着を要件とし、それぞれ50万円ずつ2回の時期に分けて支給されます。

→ 100万円

※正規雇用奨励金の支給には一定の要件があります。

- ◆ 概要……………P11
- ◆ 支給対象となる事業主……………P11
- ◆ 支給対象期及び支給額……………P12
- ◆ 申請手続……………P12
- ◆ 留意事項……………P13

## 教育訓練助成金の支給

常用雇用後の職場定着のため、さらに必要な知識・技能等を身につける教育訓練を実施した場合、助成金が支給されます。

→ 上限50万円

※教育訓練の実施に当たっては事前に教育訓練計画書を作成・提出していただきます。

※教育訓練助成金の支給には一定の要件があります。

- ◆ 概要……………P14
- ◆ 支給対象となる事業主……………P14
- ◆ 教育訓練の要件……………P14
- ◆ 教育訓練計画の提出……………P14
- ◆ 支給額……………P15
- ◆ 申請手続……………P15
- ◆ 留意事項……………P16

# 実習型雇用支援事業

## 事業の趣旨

新規成長・雇用吸収分野等において、十分な技能及び経験を有しない求職者について、これらの者を一定期間実習型雇用として受け入れ、実習等により企業の人材ニーズに合った人材育成を図ること等を通じて、これらの方の常用労働者としての早期再就職の実現を図るとともに、事業主の人材確保を促進することを目的としています。

## 実習型雇用の特徴

実習型雇用には次のような特徴があります。

- 事業主は、ハローワークが紹介する対象者（紹介状の余白に「実習型雇用」と明記されています。）を、一定期間（原則として6か月）雇うことにより、有期雇用として受け入れ、その間、実習や座学を通じ企業の人材ニーズに合った人材へと育成した上で、常用雇用（※）として雇入れることができます。
- 事業主は、実習型雇用終了後、一定の要件を満たした上で、各奨励金・助成金の支給を受けることができ、実習型雇用や雇入れにかかる一定の負担軽減が図れます。
- 対象者にとっても、企業の求める技能・経験（人材ニーズ）を実際に働くこと（実習等を通じること）で把握することができ、また実習雇用中に努力することで、その後の常用雇用（本採用）への道が開かれます。

（※）常用雇用 ⇨ 雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と同程度（30時間を下回らないこと）であるものをいいます。

## 事業の対象となる事業主

以下のいずれにも該当する事業主の方が対象となります。

- 実習型雇用の趣旨をご理解いただいた上で、事前にハローワークにおいて実習型雇用として受け入れるため求人申込をしている事業主
- 受け入れる求職者を実習型雇用終了後に正規雇用として雇い入れることを前提としている事業主

※企業規模や業種などの要件はありません。

- なお、過去に実習型雇用を実施した事業所については、常用雇用への移行実績によって、新たな実習型雇用を実施することができない場合があることにご留意ください。

（詳細はP3をご参照ください。）

- 「派遣求人」「請負求人」（業務実施場所（就業場所）が当該請負契約の発注元事業所内であるような業務に係る従業員の募集のための求人）及び「実習型雇用開始以後に出向または転籍を行うことを前提とした求人」については、本事業の趣旨にそぐわないことから、実習型雇用対象求人として取り扱うことはできません。